「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」について

平成 28 年 12 月 6 日 個人情報保護委員会

## 1. 概要

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号。以下「改正法」という。)の施行期日について、次の2点を定めるものである。

	項目	施行日
1	改正法の施行期日(改正個人情報保護法の全面施行日)	平成 29 年 5 月 30 日
	改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日(オプ	
2	トアウト手続による個人データの第三者提供に係る個	平成 29 年 3 月 1 日
	人情報保護委員会への事前届出の受付開始日)	

# 2. 施行期日を上記のとおり定める理由

## (1) 施行期日①について

改正法により、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)を改正しており、施行期日①については、それぞれの改正の先後関係から、番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日(番号利用法の公布の日(平成 25 年 5 月 31 日)から 4 年以内の政令で定める日)までの日付とする必要がある。

施行期日①を定めるに当たっては、全国の事業者に対する周知を徹底し、事業者における施行に向けた準備に必要な期間を確保する必要があることから、必要とされる準備期間を十分確保するため、施行期日①について、法令上設定し得る最も遅い日である平成 29年5月30日とすることとする。

### (2) 施行期日②について

今般、施行期日①を平成 29 年 5 月 30 日とすることを受け、オプトアウト手続による個人データの第三者提供を行う事業者における準備期間の確保等の観点から、施行期日②について、平成 29 年 3 月 1 日とすることとする。

(参考)改正法附則第2条は、オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への届出を、施行期日①より前に行うことができる旨を規定しており、当該規定の施行期日 (施行期日②)については、改正法附則第1条第4号の規定により、改正法の公布の日(平成27年9月9日)から1年6月以内(平成29年3月8日まで)の政令で定める日とされている。

#### <参照条文>

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)

附則

(施行期日)

- 第一条 <u>この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</u>から施行する。ただし、<u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する</u>。 ー~三 (略)
  - 四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
  - 五 <u>第三条及び第六条</u>(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第 二十四条及び第三十六条の規定 <u>番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日</u> 六 (略)

(通知等に関する経過措置)

- 第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「新個人情報保護法」という。)第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律 第 27 号)

附則

(施行期日)

<u>第一条</u> この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、<u>次</u>の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一~四 (略)

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。)から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

以上